

点数分析表（参考）

2025年（令和7年）6月1日実施

公益社団法人 日本歯科技工士会

◇金属歯冠修復			製作技術料	材料料	70%
M010	14 K 金 合 金	インレー（複雑）	287点	1,884点	201点
		前 歯 3/4 冠	372	2,355	260
	金	大 白 歯	インレー（単純）	192	397
			インレー（複雑）	287	733
			* 4/5 冠	312	923
			全 部 金 属 冠	459	1,161
	銀	前 小 白 歯	インレー（単純）	192	270
			インレー（複雑）	287	537
			前 歯 3/4 冠	372	663
			4/5 冠	312	663
M010-3	ウ	小 白 歯	接 着 冠	310	663
			大 白 歯	310	923
M010-4	ム	大 白 歯	根 面 被 覆 （根面板によるもの）	195	397
			前歯・小白歯	195	270
M011	金	前 歯	レジン前装金属冠 （ブリッジの支台歯）	1,174	# 1,035
			レジン前装金属冠 （ブリッジの支台歯以外）	1,170	# 1,035
M010	銀	大 白 歯	インレー（単純）	192	26
			インレー（複雑）	287	46
			* 4/5 冠	312	59
			全 部 金 属 冠	459	73
	合	前 小 乳	インレー（単純）	192	17
			インレー（複雑）	287	34
			* 前 歯 3/4 冠	372	42
			* 4/5 冠	312	42
M010-3	ウ	小 白 歯	接 着 冠	310	42
			大 白 歯	310	59
M010-4	ム	大 白 歯	根 面 被 覆 （根面板によるもの）	195	26
			前歯・小白歯	195	17
M011	金	前 歯	レジン前装金属冠 （ブリッジの支台歯）	1,174	# 118
			レジン前装金属冠 （ブリッジの支台歯以外）	1,170	# 118
		小 白 歯	レジン前装金属冠	1,100	# 118
M010-2	チ 大	タ ン 冠 白 歯	全 部 金 属 冠	1,200	66
M011-2	前	歯	レジン前装チタン冠	1,800	66

※乳歯を除く。 *ブリッジの支台に用いる場合。
#金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計。

◇非金属歯冠修復他			製作技術料	材料料	70%
M015	レジンインレー（単純）		128点	29点	90点
	レジンインレー（複雑）		180	40	126
	硬質レジンジャケット冠	加熱重合	768	8	538
		光 重 合	768	183	538
M015-2	CAD/CAM 冠 （エンドクラウン以外）	小 白 歯	1,200	*1 181	840
		大 白 歯	1,200	*2 163	840
			1,200	*3 316	840
		前 歯	1,200	*5 615	840
			1,200	*4 388	840
		大 白 歯	1,450	*3 316	1,015
M015-3	CAD/CAM インレー	小 白 歯	750	*1 181	525
		大 白 歯	750	*2 163	525
			750	*3 316	525

* 1 CAD/CAM 冠用材料（Ⅰ） * 2 CAD/CAM 冠用材料（Ⅱ）
* 3 CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ） * 4 CAD/CAM 冠用材料（Ⅳ）
* 5 CAD/CAM 冠用材料（Ⅴ）
注 CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）を小白歯に対して使用した場合は、
小白歯の CAD/CAM 冠用材料により算定する。

◇ポンティック他				製作技術料	材料料	70%
M017	鑄造 ボン ティ ック	大 白 歯	金銀パラジウム合金	434点	1,337点	304点
		小 白 歯		434	1,007	304
		大 小 白 歯	銀 合 金	434	58	304
		レジン 前装 金属 ボン ティ ック	前 歯	金銀パラジウム合金	1,180	# 803
	銀 合 金			1,180	# 74	826
	小 白 歯		金銀パラジウム合金	634	# 1,007	444
			銀 合 金	634	# 74	444
	大 白 歯		金銀パラジウム合金	494	# 1,337	346
			銀 合 金	494	# 74	346
	M017-2	高強度硬質	レジンブリッジ	2,800	1,629	1,960

#金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計。
注 7番延長ポンティックの場合は小白歯ポンティックとして算定する。

◇有 床 義 歯（レジン床）				製作技術料	材料料	70%
M018	仕 上 げ	局 部 義 歯	1 歯 ～ 4 歯	624点	2点	437点
			5 歯 ～ 8 歯	767	3	537
			9 歯 ～ 11歯	1,042	5	729
			12歯 ～ 14歯	1,502	7	1,051
	総 義 歯		2,420	10	1,694	

◇クラスプ、バー他				製作技術料	材料料	70%	
M020	鑄子鉤	二腕鉤（レスト付）	犬・大 犬・小	14 K 金 合 金	260点	2,175点	182点
				金銀パラジウム合金	260	1,069	182
				コバルトクロム合金	260	5	182
			犬・小 小・小	14 K 金 合 金	260	1,770	182
				金銀パラジウム合金	260	836	182
				コバルトクロム合金	260	5	182
		前歯（切歯）	犬小臼歯	14 K 金 合 金	240	1,770	168
				金銀パラジウム合金	240	734	168
				コバルトクロム合金	240	5	168
			前歯（切歯）	14 K 金 合 金	240	1,359	168
				金銀パラジウム合金	240	638	168
				コバルトクロム合金	240	5	168
M021	線鉤	二腕鉤（レスト付）	双 子 鉤	14 K 金 合 金	227	1,026	159
				不 銹 ・ 特 殊 鋼	227	6	159
		レスト無	14 K 金 合 金	159	793	111	
			不 銹 ・ 特 殊 鋼	159	6	111	
			不 銹 ・ 特 殊 鋼	134	6	94	
M021-2	コンピネーション鉤	※ 1	前 歯	246	296	172	
			犬 歯 ・ 小 白 歯	246	319	172	
			大 白 歯	246	367	172	
		※ 2	前 歯	246	30	172	
			犬 歯 ・ 小 白 歯	246	30	172	
			大 白 歯	246	30	172	
		※ 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合					
		※ 2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合					
		M021-3	磁性アタッチメント	キーパー付根面板を用いる場合		550	※
※材料料とキーパー料の合計により算定する ・金銀パラジウム合金 大臼歯 733点 前歯・小白歯 537点 ・銀合金 大臼歯 46点 前歯・小白歯 34点 ・キーパー 233点							
M022	間 接 支 台 装 置			111	－	78	
M023	バ ー	鑄 造	金銀パラジウム合金	458	1,714	321	
			コバルトクロム合金	458	18	321	
		屈 曲	不 銹 ・ 特 殊 鋼	268	30	188	
保 持 装 置			62	－	43		

◇熱可塑性樹脂有床義歯				製作技術料	材料料	70%
M019	仕 上 げ	局 部 義 歯	1 歯 ～ 4 歯	624点	37点	437点
			5 歯 ～ 8 歯	767	37	537
			9 歯 ～ 11歯	1,042	37	729
			12歯 ～ 14歯	1,502	37	1,051
		総 義 歯	2,500	37	1,750	

◇乳歯冠・小児保険装置			製作技術料	材料料	70%
M016	乳 歯 冠	1 乳歯金属冠の場合	200点	30点	140点
		※ 2 そ の 他 の 場 合	390	1	273
M016-2	小 児 保 険 装 置		600	－	420
M016-3	既 製 金 属 冠		200	29	140

※乳歯に対してジャケット冠を装着する場合。人工歯料を別に算定。

◇そ の 他			製作技術料	材料料	70%
M026	補 綴 隙		65点	－点	46点

◇修 理			製作技術料	材料料	70%
M029	有 床 義 歯 修 理		260点	－点	182点

◇有床義歯内面適合法			製作技術料	材料料	70%
M030	軟 質 材 料 を 用 い る 場 合		1,200点	※	840点
	※シリコン系166点， アクリル系99点				

M014 M017 M018 M019	材 料 部 位		前 歯 部		白 歯 部	
	レ ジ ン 歯	材 料	両 側	片 側	両 側	片 側
			24点	12点	24点	12点
	スルフォン樹脂 レ ジ ン 歯		62	31	87	43
	硬 質 レ ジ ン 歯		58	29	73	37

歯科診療報酬点数表
第12部 歯冠修復及び欠損補綴
通 則
5. 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

この分析表は、上記通則 5 に基づき、製作技工に要する費用の割合を70%とした場合の点数を算出したものである。

注1. %は製作技術料についてのものので小数第 1 位で四捨五入した。
注2. 材料料とは特定保険医療材料料のことである。
注3. 1 点は10円であり、材料料を加算したものが合計請求額となる。